

# 裁判員裁判 レポート

■ 知能や対人関係の問題を  
減刑理由として主張した事案  
■ 裁判傍聴および市民モニター  
との意見交換会報告



イラスト 高橋 尚子 (当会会員)

## 知能や対人関係の問題を 減刑理由として主張した事案

当会会員 江口 大和 (66期) ●Yamato Eguchi

### 1 はじめに

この事件では、被告人に精神遅滞が見られ、この点について精神科医のカルテや同医師への聴取結果を弁証として取り調べた上で、犯行には知能の問題が影響しており一般人と同程度には非難できないと主張した。またこの事件では、臨床心理士や、市民モニターである一般社団法人裁判員ネットの方々にも傍聴していただき（裁判員ネットでは模擬評議も実施された）、判決後に弁護人との意見交換を行った。これらの点で参考になると思われるので紹介する。

なお、主任弁護人は木下達彦先生である。

### 2 事案の概要

#### (1) 公訴事実、当初の印象

被告人（29歳男性）は、アパートの家賃を滞納した末、大家（98歳女性）から立退きを求められたことで激高し、大家宅において同女をロープで絞め殺したという容疑で逮捕・勾留され、起訴された。

被告人は逮捕当初から自白しており、争点は量刑のみであった。量刑については、犯情として、①被害者の首をロープで締め上げて殺すという態様の悪質さ、②家賃滞納の末に立退きを求められたことで激高して犯行に及んだという

動機の身勝手さが否定できそうになく、厳しい量刑となることが予想された。また、被害者に死の結果を招くほどの落ち度はなかったほか、被告人は家族と疎遠で、身元引受人となってくれる家族はいたが、情状証人は辞退されていた。反省についても、被告人は何がどう悪いことだったのか、あまり具体的な言葉にできないようであった。このように、苦しい状況でのスタートとなった。

他方、接見を重ねるうちに、被告人には知能に問題があるのではないかと、犯行そのものの動機や反省の言葉が深まらないことには知能の問題が影響しているのではないかと、という疑いを抱いた。

なお、被告人は被害者宅を訪れた時点からロープを持参しており、一見すると殺人の計画性があったのではないかと疑われる事案であった。しかし、被告人は一貫して、「ロープは大家と口論になったら縛って脅すために持っていた」と述べていた。大家をロープで縛り、光熱費等の不正請求を自白させ、あわよくば家賃をチャラにさせようと考えていたというのである。それこそ通報されて追い出される結果を招くのではないかと弁護人ですら思ったが、被告人は考えが及ばなかったと述べるのである。半信半疑ではあったが、上記の知能の問題や、被告人が被害者の遺体にエンゼルケア（腕を胸の前で組ませる措置）を施していたことなども併せて考えると、殺害自体は突発的だったのだろうと感じた。

### 3 情状弁護活動

#### (1) 着眼点

##### ア 精神科医のカルテ

証拠開示が進むうち、事件の数年前に被告人を診察していた精神科医の初診のカルテが出てきた。そこには、被告人の知能について「おそらく境界かそれ以下」、また「GAD」(Generalized Anxiety Disorder、全般性不安障害)と記載されていた。

有利な情状になるかもしれないと思い、当時の主治医と連絡を取った。この主治医は、当時の病院から独立していた。主治医いわく、「2回目以降の診察のカルテもあるはず」とのことであった。ここから、被告人の知能や対人関係の点について、有利な情状となる証拠が得られるのではと期待が生まれた。

##### イ 遺族の感情

遺族の供述調書も開示された。「犯人が捕まる前は死刑しかないと思っていたが、被告人が29歳の若者だと知った今は、気持ちは変わってきている。彼を死刑にしても母は帰ってこない。それよりも、彼に対する刑は、刑務所の中で社会の役に立つ人間になってくれるようなものであればいい」と、相当な処罰を望むという内容であった。この遺族の言葉は、弁護人から見ても心を打つ内容であった。ぜひこれを被告人に読んでもらって、自分の責任を考える一助にしてもらおうと考えた。

#### (2) 難航

##### ア カルテ

2回目以降の診察のカルテの有無について、検事に連絡して病院に照会してもらった。ところが、回答は「2回目以降のカルテは存在しない」であった。だが、当時の主治医に再度連絡してみると、「そんなはずはない。医師法上、まだカルテは保存されているはずだ」という。そこで、弁護人からもその病院に手紙を送り、まだ医師法上の保存義務の期間内(5年)であることを指摘した。すると、その後、病院から2回目以降のカルテが出てきたとの回答があった。捜査機関の照会だけで諦めなくてよかったと思った。

開示された2回目の診察のカルテは、被告人には知能や対人関係に問題があること、そのた

め周囲や社会からの支援が必要なのに、支援がなかったこと、治療の方向性に悩んだこと、が記載されていた。

これで、知能の問題を責任能力や情状に影響する事情として主張できる可能性が出てきた。もっとも、当時の主治医はスケジュールが空いていなかったため、拘置所まで面会に来てもらうことができず、私的鑑定や意見書の作成に協力してもらうことまではできなかった。そのため、知能の問題について、責任能力に関する証拠までは得られなかった。

##### イ 反省・謝罪

被告人に遺族の供述調書を読んだ上で謝罪文を書いてもらったが、反省や謝罪について一応の言葉しか出てこず、それ以上は何を書けばいいのか分からないと話していた。知能や発達の限界により、内省の深まりを示す言葉が出てこないのではないかと感じた。

#### (3) 公判に向けて

##### ア カルテ

当時の主治医からの電話聴取書を作成し、カルテと併せて弁護人の報告書にまとめた。その中では、被告人は知能や対人関係に問題を抱えていたこと、その問題は事件当時も変わらないはずであること、また被告人には周囲や社会からの支援がなかったことなどを盛り込んだ。知能の問題を強調し過ぎると、改善の見込みがないとして刑期が長くされかねないので、(改善が比較的可能な)対人関係の問題も同程度に強調するように心がけた。

##### イ 反省・謝罪

また、内省の深まりを示す言葉が出てこないのであれば、被告人質問では、話し方や受け答えなどから、反省していてもそれを言葉で示すことができない人物なのだということが伝わるようにしようと考えた。

### 4 公判

#### (1) 冒頭陳述

弁護側冒頭陳述では、被告人が犯行の動機を抱くに至った経緯や、根本的な原因として知能の問題があること、遺族は厳罰を望まず、被告人が社会の役に立つ人間になることを期待して

おり、被告人も反省してそのような人間になることを決意していることを論じた。

被告人の生い立ちの部分では、同性愛者であることにも触れた。これは、新宿二丁目のゲイバーが被告人にとって対人関係の問題を感じずにいられる数少ない場所であることの伏線として盛り込んだものであった。しかし、傍聴していた市民モニターからは、同性愛者であることに触れた意図が分からないと指摘された。伏線であるという意図を伝えられていなかったのだと反省した。

また、犯行の動機を抱くに至った経緯の点を厚く論じ過ぎてしまった。しかし、この点は、被告人にとって有利に働く事情ではなかった。もっと簡潔にすべきであった。

## (2) 弁号証

弁号証としては、精神科医のカルテや同医師への聴取結果をまとめた報告書を朗読し、被告人が知能や対人関係に問題を抱えていたことを訴えた。また、遺族への謝罪文や兄の身元引受書なども朗読した。

## (3) 被告人質問

被告人質問は、まず罪体（被害者との従前の関係や事件の経緯）について聞き、次に一般情状に関する事実（家族関係や家賃滞納の経緯、事件後のことなど）を聞いていくという順番にした。

罪体と一般情状どちらについても、短絡的な発想・行動に走った理由（より適切な選択肢を選ばなかった理由）を掘り下げて聞いていった。被告人は多くの箇所でも、そのような選択肢がそもそも思いつかなかったと答えた。話し方や素振りや相俟って、「この人はあまり深く考えることができないのだ」という印象を持ってもらえたように思う。なお、被告人のキャラクターに関して、飾らない（飾れない）人間だという人物像を抱いてもらうため、被告人の服装はスーツではなく、着古したジーンズとTシャツ、髪は短く切らずに後ろで結わえ、革靴風でないスリッパを履くという、ありのままの服装にしてもらった。

後日、市民モニターとの意見交換会では、「被告人の姿や話し方を見ていて、言葉に嘘はないんだろうなと思った」という声があった。

遺族の言葉に関しては、被告人自身も高校時代に母親を不慮の事故で亡くしている人物だったので、それと絡めて、母親を不運な形で失う辛さはあなたもよく知っているでしょう、それなのに遺族の方はあなたに期待する言葉をかけてくれている、そのことについてどう思うか、などと聞いていった。

## (4) 弁論

懲役18年の求刑に対し、弁論では懲役11年が妥当だと主張した。具体的には、量刑分布を示して大まかな幅（11年～18年）を設定した後、社会的類型の話に移った。まず罪体に関して、①計画的な犯行ではないこと、②知能の問題があるため一般人と同程度には非難できないこと、③被告人なりにジレンマを抱えており動機に同情すべき点があることなどを論じ、量刑分布のうち軽い部類に位置づけられるべきだと主張した。次に一般情状に関して、社会の役に立つ人間になってほしいという遺族の言葉とそれを踏まえた被告人の誓約を引用した上で、早期に社会復帰させるべきだと論じ、上記の幅の中で最も軽い刑期が妥当であると主張した。

## (5) 判決

判決はまず、態様の残忍さなどから悪質性はやや高い部類であり、犯行の経緯や動機も自分勝手に理不尽なものであると認定した。そして、知能が低いことが犯行に影響しているとの主張については、通常の世界生活は送っていたことや、公判廷での応答振りなどから、知能の程度が犯行に大きくは影響していないとした。もっとも、被告人には他の選択肢を考慮できず、行き当たりばったりの行動に出るという短絡的な行動傾向があること、その背後には生い立ちや精神状態の問題があること、犯行に計画性がないことなどから、あえて被害者に責任を転嫁して怒りに任せて及んだ犯行というより、自らの問題点に気付くことのないまま衝動的かつ突発的に及んだ犯行であって、同種の犯行の中で際立って悪質性が高いとまではいえないとした。その上で、被告人なりに反省や謝罪の言葉を述べていることや、前科がないこと、遺族が刑務所の中で更生して社会の役に立つ人間になってほしいと望んでいることなどを考慮して、懲役14年とした。

■

## 裁判傍聴および市民モニターとの 意見交換会報告

当会会員 牧野 茂 (34期) ●Shigeru Makino

### 1 傍聴した感想

この事件は、少しも有利な事情がなさそうな身勝手な犯行と思われた。

ただ法廷での被告人の印象が気弱そうで、極悪な犯行の人物との違和感があり、何か弁護側に武器になり得るのではないかと期待が生じた。その後、知的障害や対人関係に問題があること、思慮が短絡的なことが次第に証拠調べで現れ、短絡的な犯行だが極悪というものではない印象が双方の尋問からも浮かび上がった。

また検察側の、被害者の義理の娘の調書は印象的で、被害者の一生を語り哀惜の念を述べつつ、父や母なら29歳の犯人を厳罰にするより社会で役立つ人間になってもらうことを願うだろうから、私もそうして刑罰を決めてほしいと、弁護側の情状立証かとも思える文章で、法廷内が一種異様な感動で包まれた。弁護人もその後の被告人質問でこれを活用していた。江口弁護人が被告人をケアし、また被告人から信頼されきっていることも、被告人質問等で好印象な尋問ができた前提となっていたと感じた。

### 2 市民モニターとの意見交換会報告

#### (1) 弁護人による事案の概要説明

江口弁護人から事案の概要の説明があり、当初の接見で有利な情状が見当たらずに苦労したことや、カルテの入手の苦労話があった。

また、知的障害を指摘するだけだと改善の見込みがないとして長期の収容になる可能性があるため、対人関係の問題については支援により改善可能であることも併せて指摘する工夫をしたという話があった。

#### (2) 意見交換会での意見

##### ア 検察側の冒頭陳述

- ・分かりやすかった。
- ・当初の裁判員裁判は被告人を攻め立てるようだったが今は穏やかになった。(臨床心理士)

##### イ 弁護側の冒頭陳述

- ・とても分かりやすいし、緊張が解けていない裁判員への配慮も感じた。

- ・背景を重視しすぎて感情に訴える印象が強い。

この点については江口弁護人からも、裁判所は行為責任を重視するから、「可哀そうでしょう」と言いすぎたかもしれないとのコメントがあった。

- ・同性愛者であることを明らかにしたのはどんな弁護上の意図があるか不明との意見が多かった。

対人関係のプレッシャーからの唯一の逃げ場と言いたかったとの弁護人の意図は、市民モニターには伝わっていなかったようであった。

この点、臨床心理士からは「同性愛者は社会的にマイノリティだけでなく孤立感がある。同じような人がいる場所で解放される」ということまで伝えないと意味がないとの指摘があった。

##### ウ その他

- ・法廷での被告人の印象について「最初は気弱そう、なぜこの人が殺人を」と思った。

- ・被告人が、判決が言い渡されたのちに泣いていた点と裁判終了後弁護人・裁判長、検察官にあいさつしたのが印象に残った。

- ・被害者の遺族の義理の娘の調書の朗読について、女性検察官に読ませたのはずるいと思った。

- ・鞆にロープを入れていて殺人の計画性はなかったというのも少し苦しいと思ったが、被告人の受け答えを見ていて短絡的な人だからあり得るかなとも思えた。

この点では弁護側の意図が伝わっていた。

- ・弁論でのエンゼルケア（死者の腕を前に組ませる点）を、計画性なしの根拠とまでは考えなかった。

#### (3) 最後に弁護人から一言

##### 主任（木下弁護士）

知能の問題をどうするかが最大の悩みだった。客観的な証拠がなくても本人を見てもらって伝わったのが良かった。

##### 江口弁護士

いろいろな点で救われた事件だった。遺族の言葉がなかったら懲役16年、17年になっていただろう。

■